

様式第5号（第10条関係）

**パブリックコメント実施結果報告書**  
**【案件名：つくば市障害者プラン改定版（第3次つくば市障害者計画、第7期つくば市障害福祉計画、第3期つくば市障害児福祉計画）（案）】**

令和6年（2024年）2月  
つくば市福祉部障害福祉課

## ■ 意見集計結果

令和5年12月8日から令和6年1月9日までの間、つくば市障害者プラン改定版(第3次つくば市障害者計画、第7期つくば市障害福祉計画、第3期つくば市障害児福祉計画)(案)について、意見募集を行った結果、7人(団体を含む。)から 85 件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	1人
郵便	0人
電子メール	2人
ファクシミリ	0人
電子申請	4人
合計	7人

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

### ○ 総論 第1章 第1節 計画の策定体制 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを理解・尊重し、…」や「ともに手を取り合って支えあって暮らす…」という文脈は、障害者が自立し、一人でも暮らせる社会を作るという理念にそぐわないため、「障害者計画」の趣旨に鑑みて、上記の文脈は「障害者でも社会の一員として暮らすことができる社会を目指して…」や「そのような社会を目指すために、障害者と市民がお互いを理解し、障害者の自立を支援するために…」にすることが望ましいと考えます。	1件	令和3年(2021年)3月に策定したつくば市障害者プランに記載の「障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざして障害者福祉施策を推進してきました。」という一文に変更します。

○ 総論 第1章 第5節 計画の策定体制 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「つくば市障害者計画策定懇談会は、地域住民、保健、医療又は福祉の関係者及び学識経験者により構成…」と記載されていますが、「障害当事者」「障害者団体」を追記し、実際に「障害者計画策定懇談会」の委員に相当数の障害当事者を登用すべきであると考えます。</p>	2件	<p>障害者プランの策定にあたっては、地域住民、福祉関係者、学識経験者で構成するつくば市障害者計画策定懇談会を設置して、計画の内容等について協議いただいております。公募の市民委員や障害関係団体から推薦があった委員にも参加していただいております。地域住民に障害当事者も含んでいるため記載していませんでしたが、御指摘を受け、「障害当事者を含む地域住民、福祉関係者及び学識経験者により構成された会議体」に変更します。</p>
2	<p>つくば市自立支援協議会について、地域の課題の共有が不十分で、サービス基盤の整備を進めるための具体的な提言が行われていないのが現状であり、このような状況を改善するためには、障害者サービス分野ごとの部会を設ける必要があると考えます。まず初めに、現在ある「子ども部会」と「大人部会」とは別に「障害者情報コミュニケーション部会（情コミ部会）」を新たに設け、障害当事者の情報取得と意思疎通に関する地域の課題を共有し、課題解決への具体的な提言をまとめて、行政や事業所等によるサービス基盤の整備に反映させていくことが必要です。</p>	1件	<p>つくば市障害者自立支援協議会をより効果的に運営していくにあたり、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>
3	<p>障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査に関して、従来のアンケート調査やヒアリング調査は、障害</p>	1件	<p>アンケート調査及びヒアリング調査については、障害者計画策定懇談会の助言を受けて実施しており、委託事業者が独自に実施しているもので</p>

	<p>者福祉のことをほとんど知らない会社に委託し、障害者福祉サービスにおける地域の課題やサービス基盤の整備に関する具体的な提言をまとめられないのではないかと思います。今後、このような調査を行うときは、障害者福祉のことを熟知している障害福祉関係団体に依頼していただきたいです。</p>		<p>はありません。また、ヒアリング調査については、障害者団体に御協力いただき、活動状況や今後の意向等をお聞きししています。</p> <p>次回以降の計画策定時には、より障害福祉に関する課題等が明確になるような調査の実施を検討していきます。</p>
--	---	--	--

○ 総論 第1章 第6節 計画の基本理念 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「障害の有無にかかわらず」という文脈は「障害者計画」の趣旨にそぐわない、非常に違和感を覚えざるを得ないものであり、「共生社会」という術語も、障害者がサービスを受ける側であり、社会がサービスを提供する側であるという非対称性に目をつぶった美辞麗句にすぎない。</p> <p>今すぐ変えることは無理であるものの、将来は「障害者でも安心して自立した生活を送ることができる社会」という簡潔な文脈に修正することが望まれる。</p>	1件	<p>国の基本指針において、障害福祉施策の目指すところは、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与すること」とされているため、このような表現としました。</p> <p>貴重な御意見として、参考とさせていただきます。</p>

○ 総論 第1章 第7節 計画の推進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「本計画では、市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり…」と書かれているが、障害者福祉において、医学的障害、知的障害、精神的障害を持たない人が、</p>	1件	<p>共生社会づくりを推進する障害者計画では全ての市民が計画の対象者という考え方のため「市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり、地域社会を舞台としてその推進にあたる」とい</p>

<p>障害福祉の当事者になることはありません。</p> <p>障害者計画では「誰が障害福祉サービスを受ける側であり、誰が障害福祉サービスを提供する側なのか」ということを明示することが必要と思われるので、「市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが障害者計画の推進に係わるものとする」としたらどうでしょうか。</p>		<p>う表現にしています。</p>
---	--	-------------------

○ 総論 第2章 第2節 障害者数等の推移 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>次の項目も明記すべきだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者数</li> <li>・精神科病院の入院患者の在院期間</li> <li>・通院患者数(自立支援(精神通院)医療受給者数)</li> <li>・特定疾患医療受給者証所持者数</li> <li>・特定医療費(指定難病)受給者証所持者数</li> <li>・特定医療費(指定難病)受給者証所持者数(対象疾患別)</li> </ul>	1件	<p>入院患者数、入院患者の在院期間については、都道府県で調査を行っており、市で作成する計画に掲載する予定はありません。</p> <p>対象疾患別の特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の掲載については今後検討していきます。</p> <p>特定疾患医療受給者証所持者数・特定医療費(指定難病)受給者証所持者数、自立支援(精神通院)医療受給者数については8頁に記載していますので御確認ください。</p>

○ 総論 第2章 第3節 障害のある児童生徒の状況 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>筑波技術大学・大学院に在籍している聴覚障害学生(約200人)の相当数はつくば市に住民票を持っていないものとみられてお</p>	1件	<p>筑波技術大学については、一時的な居住として、住民票を異動しないまま、住民票のある自治体から支援を受けている学生が多く存在すること</p>

<p>り、つくば市に住民票を持っていない聴覚障害学生は、つくば市や茨城県の障害福祉サービスを受けることがほとんどありません。このような状況も、「つくば市障害者計画」に明記すべきだと考えます。</p>		<p>が想定されます。 このような場合、つくば市の実績には含まれませんが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
---	--	--

○ 総論 第2章 第5節 障害福祉に関するアンケート調査の概要 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>アンケート調査の「災害時に一人で避難できるか」という設問について、「できる」「できない」「わからない」の3択になっているが、「できるけどものすごく疲れる」「誘導があればできる」など、「できる」「できない」にも様々あるのではないかと。また、災害時には不安などからストレスが重くのしかかり、眠れなくなったり、気分が悪くなったりと、体調に影響が出ることも考えられるのではないかと。</p>	1件	<p>次回アンケート調査で設問・選択肢を設定する際に参考とさせていただきます。</p>
2	<p>「施設・学校・保育所等に通うにあたって、困ることは何か。」というアンケートで「授業や課題についていけない」と回答した精神障害者の割合が、その他の障害者等より高くなっている。個別の支援計画の策定、適切な休憩時間の提供、教材の調整、環境の最適化、必要に応じた心理学的サポートやカウンセリングの提供が必要ではないかと。</p>	1件	<p>御指摘いただいた内容を参考にし、引き続き児童に寄り添った教育及び環境整備に努めていきます。また、障害者の各施設では、個別支援計画を作成し、一人一人に合わせたサービスを提供しています。</p>

○ 総論 第2章 第7節 第3次つくば市障害者計画の中間評価 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「114 生涯学習の情報提供、生涯学習講座事業」の中間評価について、D評価となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で困難がある中でも様々な取り組みを実施してきているため、BまたはC評価でいいのではないのでしょうか。	1件	御指摘いただいた中間評価については、様々な講座を開催することはできましたが、事業概要に挙げていた生涯学習情報について一元的な情報発信ができなかったため、D評価としています。

○ 各論1 第1章 第1節 基本目標 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	基本目標1について、「ともに支え合いながら、いきいきと安心してともに暮らす」とありますが、「ともに」は1つで十分だと思います。	1件	「互いを尊重し、支えあいながら、いきいきと安心してともに暮らす社会」という文言に変更します。
2	基本目標7について、「発達に遅れのある子ども」には差別的なニュアンスがあると思います。中立的な医学用語「発達障害」を使って「発達障害のある子ども」に変更すべきと考えます。発達障害のある子どもたちは社会に貢献できる能力や才能を持っているそうです。彼らの可能性を信じて、支えるだけではなく、応援するという意味も目標に込めて頂きたい。	1件	「発達に遅れのある子ども」については、発達障害の診断がない子どもを含んでいるため、このように記載しています。 「保護者・家庭を支えます」については、「子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支援していきます。」という文章に変更します。

○ 各論1 第2章 施策の展開 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	抱えている障害によって施策に対する評価は変わってくるため、各施策について、どの障害向けの政策かわかるように、記号などで示してほしい。障害者にしたらずこれは自分たち向けではない、まだまだ足りないということが多くあるため、そういうの見える化すべきだ。	1件	特別に障害の種別や年齢について記載のある施策を除いて、全ての障害のある方を対象としています。
2	各事業の進捗状況がわかりにくいため、工程表・スケジュールを明示したうえで、数値化して評価してほしい。	1件	48頁～72頁の障害者計画の施策については、令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）までの取組目標です。 目標達成に向け進捗状況を確認しながら、進めていくことが重要であるため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の変更も含め進捗管理を行っていきます。

○ 各論1 第2章 1-1 啓発・広報活動の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「1 市民への啓発活動」と「4 障害者週間を通じた啓発・広報活動」の担当課が障害者地域支援室になっている一方、「2 市広報紙の活用」と「3 ホームページの活用」の担当が主に障害福祉課になっており、障害福祉課と障害者地域支援室がどのように役割分担をするのか、わかりにくいものになっています。これらの事業を抜本的に再編するとともに、市民への障害者福祉サービスの啓発における障害	1件	「1 市民への啓発活動」と「4 障害者週間を通じた啓発・広報活動」については、「啓発活動」が主としており、障害者地域支援室を担当課としています。 「2 市広報紙の活用」と「3 ホームページの活用」については、「広報活動」が主としており、障害福祉課を担当課としています。



	福祉課と障害者地域支援室の役割分担を明示してほしいです。		
2	「2 市広報紙の活用」に「市広報紙への障害についての掲載を通して、市民への理解啓発に努めます。」という一文を追記してほしいです。	1件	障害や障害者に関わる法律や制度の制定や改正があるときなどに、市広報紙などの様々な媒体を活用して、積極的に周知・理解啓発に取り組んでいきます。

○ 各論1 第2章 1-3 インクルーシブ教育の普及 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「インクルーシブ教育」を端的に「障害の有無に関わらず、すべての子どもが、同じ場でともに学ぶこと」としているが、「同じ場」のみが強調されているように感じます。 例えば、「インクルーシブ教育は、「障害者の権利に関する条約」（2006年12月）で示され、障害のある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方」のように、「場」の問題のみでなく、従来の教育観を見直し、多様性を尊重し、参加を保障するための通常教育改革の必要性を提起する必要があると考えます。	1件	表題については、可能な限りわかりやすい言葉で簡単に表現する必要があるものと考えます。
2	「12 福祉体験教室」について、「障害当事者の話」を加え、「手話や点字、車いす体験や障害当事者の話など、児童生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるよう努めます。」としてほしい。  障害当事者の話を直接聞くことは、障害のみにとどまらず、障害	1件	御意見にあるような内容は、「福祉体験教室」において非常に大切なことと認識しております。今後の事業運営において参考とさせていただきます。

	者を理解することにつながるため、非常に重要だと考えます。	
--	------------------------------	--

○ 各論1 第2章 1-4ボランティア活動の促進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	地域社会における障害者支援のためのボランティアネットワークを構築し、ボランティアの育成と活用を促進してほしいです。	1件	ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ちボランティア間の横のつながりの強化に努めています。また、ボランティア活動を希望する市民に対し、活動の基本となる知識や必要な技術等を習得するための講座を開催しボランティアの育成に努めています。

○ 各論1 第2章 2-2 都市施設・道路の整備 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「31 市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進」について、対象施設の例示として、地域交流センターを掲げて、「地域交流センターなど市内公共施設等のバリアフリー化に向けた整備方針を検討していきます。」としてはいかがでしょうか。	1件	公共施設全般についての取組となることから、施設群の中から一つを例示する必要はないと考えます。

2	<p>バリアフリー設計の住宅や施設の普及を促進してほしい。また、住宅改修のための補助事業等を行ってほしい。</p>	1件	<p>茨城県の「人にやさしいまちづくり条例」や「つくば市バリアフリーマスタープラン」に則した各取組を進めることで、市内のバリアフリー化を推進していきます。また、身体障害者の方を対象とした「つくば市重度障害者住宅リフォーム補助金」や「つくば市日常生活用具給付事業」による給付を適切に周知・案内し、より生活しやすい住宅への改修を支援していきます。</p>
3	<p>路面の凸凹や急傾斜などにより車イスでの自力走行は大変難しく、介護者も車イス運転に大変気を遣い力業の必要な箇所もあります。障害者だけではなく子どもや高齢者皆が歩きやすい、合理的な配慮がされた道路パターンが統一的に張り巡らされた街になって欲しいと思います。</p>	1件	<p>路面の凹凸や急傾斜等の見受けられる箇所については、道路パトロールや定期的な調査を行うことで道路の異常箇所の把握に努めています。</p>

○ 各論1 第2章 2-3 交通手段の確保\_について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>国の補助制度を活用しながら、バス事業者が行う低床バス購入に対して助成を行ってほしいです。タクシー・バスを利用する際に、障害者をはじめとする全ての人が円滑に移動できるよう、事業者が行うバリアフリー化（UDタクシー、ノンステップバスの導入等）を促進もしてほしいです。</p>	1件	<p>市のコミュニティバス「つくバス」については全車両ノンステップバスで運行しています。</p> <p>市内を運行する路線バスについても民間路線バス事業者がノンステップバス購入に要する経費を一部補助する事業を既に実施し、バリアフリー化の推進に寄与しています。</p> <p>なお、タクシー事業者に対しては、UDタクシーの導入などについて、バリアフリー化の促進への協力を依頼しています。</p>

2	タクシー助成券をガソリン補助や鉄道、バスなどの補助も選べるようにしてほしいです。	1件	重度障害者は、タクシー助成だけでなく、鉄道・バス等のICカードによる助成も選択できます。今後も障害者の交通手段の確保について研究していきます。
3	精神障害の鉄道、バス割引について、つくばエクスプレスや関鉄などにも導入を働きかけてほしいです。	1件	精神障害者に係る公共交通運賃の割引制度について、対象者の範囲を拡大して割引が適用されるよう国や関係機関に要望するよう、引き続き県に要望していきます。

○ 各論1 第2章 3 安全・安心な暮らしの確保 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方(仮)
1	消費者被害の防止と防犯意識の高揚もいばらき障害者プランでは言われているので消費者被害防止対策にはつくば市も取り組むべきことである。	1件	引き続き防犯意識の啓発に取り組むとともに、注意喚起情報の提供や相談業務の充実により、判断能力が十分でない人が被害を受けやすい消費者被害等の防止に努めます。

○ 各論1 第2章 3-1防犯・防災体制の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方(仮)
1	障害者が災害や緊急時に適切な支援を受けられるよう、緊急時対応計画を策定し、職員および関連機関に周知していただきたいです。 災害時には、精神障害を持つ人の災害時の特別なニーズに配慮した避難計画を立てることや、常にサポートを提供できる家族や支援者との連携が必要だと思います。	1件	市では災害時に自ら避難することが困難な方々（障害者等）を「避難行動要支援者」とし、対象となる方の名簿を作成しています。 また、個別の配慮が必要な項目等を反映した個別避難計画を作成しています。 なお、個別避難計画書は、同意を得られた方については避難支援等関係者にも情報を提供し、共有を図っています。

○ 各論1 第2章 4-3 差別の禁止 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方(仮)
1	投票所における投票環境の改善に取り組むべきです。	1件	選挙等において、障害者が円滑に投票できるよう必要な配慮を行っています。障害福祉課窓口で配布しているガイドブックにも掲載しており、引き続き周知を図っていきます。

○ 各論1 第2章 5-1 日常生活支援の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	障害者の保護者が死亡または重度障害となった場合に、残された障害者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を周知・運用し、障害者の生活の安定を図るとともに保護者の抱く不安の軽減を図ります。	1件	御指摘いただいた制度については、59頁「66 障害基礎年金・各種手当等」に含まれています。障害福祉課窓口で配布しているガイドブックや市のホームページに掲載し、引き続き制度の周知に努めていきます。
2	心身の障害を除去・軽減するための医療に関する公費負担医療制度である自立支援医療制度(精神通院医療・更生医療・育成医療・療養介護医療)を適切に運用し、医療費の自己負担の軽減を図ります。	1件	障害福祉課窓口で配布しているガイドブックや市のホームページに掲載して周知に努めているほか、医療機関と協力し、必要な人が制度利用につながるよう努めています。
3	精神または身体に中度以上の障害があり、日常生活において介助を必要とする20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に特別児童扶養手当を支給します。また、手当の支給に際しては、市町担当者への研修会の開催を通じて受付事務の円滑化を図るなど、引き続き、適正かつ迅速な認定を行います。  日常生活で常時特別の介護を要	1件	御指摘いただいた制度については、59頁「66 障害基礎年金・各種手当等」に含まれています。障害福祉課窓口で配布しているガイドブックや市のホームページに掲載し、引き続き制度の周知に努めていきます。

	する 20 歳以上の在宅重度障害者に特別障害者手当、20 歳未満の重度障害児に障害児福祉手当を支給します。		
4	つくば市に公衆浴場がないため、高齢者、障害者が日常的に入浴できない。また、単独で入浴することが難しい人への支援がない。	1件	生活介護等の障害福祉サービスで入浴が利用できますので、引き続き案内を継続します。 また、重度障害者の訪問入浴制度についても周知を進めていきます。
5	ネットスーパーや移動スーパー、スーパー配送、飲食店宅配などを、事業者などに助成してより進めてほしい。	1件	移動スーパーについてはつくば市で取り組んでいます。 配送については、市内の一部スーパーが実施しています。
6	「59 短期入所事業等への参入の促進」について、医療的ケアの必要な障害者の介護者が体調不良等の時に、緊急的に利用できるベッドあるいは部屋を医療機関との協力などで確保できないか。	1件	医療的ケアの必要な障害者(児)の短期入所については、引き続き市内の障害福祉サービス事業所や医療機関に働きかけていきます。

○ 各論1 第2章 5-4 総合拠点・地域拠点の整備 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	つくば市内の各障害者団体の情報交流の場、活動の拠点として、障害者福祉センター(仮称)の設置を検討してほしいです。	1件	近年新しく整備している公共施設には、市民の皆様が利用できる会議室等を併設するなど、活動場所の確保に努めています。御意見いただいた障害者団体の情報交流の場、活動の拠点として、障害者福祉センター(仮称)を設置することについては、現時点で設立を検討する予定はありません。
2	各障害についての情報が集約され、利用者は必要な情報を選べる場所、各障害団体の活動拠点として使用できる場所、障害者の健康	1件	障害者に特化した様々な情報やサービスが受けられる「福祉センター」のようなものの整備は予定していません。貴重な御意見として今後の参考

<p>診断や歯科健診が受けられる場所等、様々な機能する「福祉センター」のようなものが整備されてほしいです。</p>		<p>にさせていただきます。</p>
---	--	--------------------

○ 各論1 第2章 5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「つくば市障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」(仮称)を、関係各団体の意見を聞き制定施行し、つくば市に住む障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進します。」を新しく追記してほしいです。</p>	1件	<p>御意見いただいた内容について、61頁「87 コミュニケーション支援サービスの充実」の事業概要に追記しました。</p>
2	<p>WEB バリアフリーの取り組みを全庁的に取り組んでほしい。            情報を集めにくい、ついていけない、難しいな、自分たちは対象外なのかなと思うことなどで困っている。            「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に基づいて職員が情報提供を意識し、配慮するような研修と周知活動がつくば市でも有効です。            情報アクセシビリティをさらに向上させるために、デジタル技術(ウェブサイトの読み上げソフトウェア、画像認識技術など)を活用し、障害者が情報にアクセスしやすくすること。            三重県は視覚障害者支援センターでの点字研修や情報提供のための点字図書の製作と貸出を行っています。つくば市も同様に</p>	1件	<p>読み上げ機能を意識したホームページの作成や障害者プランの「わかりやすい版」作成、支援者を通じた情報提供など、障害により情報が得られないという事態が発生しないよう、引き続き取り組んでいきます。</p>

	情報アクセシビリティを高める取り組みを強化する必要があります。		
--	---------------------------------	--	--

○ 各論1 第2章 6-1 健康づくりの支援 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「94 成人健診事業」について、慣れていない場所では、不安が先だち、健康診断の実施に支障をきたす場合があるため、障害福祉事業所で健康診断を実施してほしいです。	1件	市で実施している集団健診は、会場の広さや電気設備、検診車の駐車スペースの状況と、受診者の見込み人数を基に健診委託事業者と協議を行い、実施しています。 検診車の台数に限りがあり、障害福祉事業所などの小規模事業所では、受診者の見込み人数が少ないため、実施できないのが現状です。
2	健康情報を健診を基に共有化し健康管理システムを活用と書かれています。そもそも健診を利用できる障害者は多くないのではないのでしょうか。健診可能な医療機関を探すのも大変な作業になります。障害者の健診利用を促進する方策がまず必要になります。	1件	健常者、障害者を問わず健診利用を促進するよう周知方法等を検討していきます。また、障害がある方が集団健診での受診を希望される場合には、前もって御連絡をいただき、身体等の状態や希望などを伺ったうえで、受診可能な健診会場を案内し、介助する職員を増員して対応しています。 医療機関検診を希望する場合には、身体等の状態や希望等にあつた、受診可能な医療機関を案内しています。

○ 各論1 第2章 6-3 精神医療体制の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「100 市長同意による医療保護入院事務」について、「手続きを「速やかに」実施します」とある	1件	医療保護入院の必要性の要否判断は、患者の人権にも十分に配慮した医療を行うことを目的として、一定



	が、国連の勧告等を鑑み、「慎重かつ速やかに」という文言に変更してはどうでしょうか。		の精神科実務経験を有し、研修を終了した医師である「精神保健指定医」の診察を経て行っています。また、その入院診療計画については県の精神医療審査会で定期的に審査されています。これらの仕組みの過程で、市としては、家族等がいない場合に、本人が適正な医療を受けることが阻まれることのないように同意をするというものであり、入院の要否に直接関与できる権限を有していないのが現状です。対応の際の参考意見とさせていただきます。
2	都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を明記するべきではないか。	1件	入院者訪問支援事業については都道府県で実施する事業となりますが、必要がある場合はつくば市の相談支援事業で連携し支援を行っていきます。

○ 各論1 第2章 基本目標8 就労に向けた支援 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	公立学校等において障害者の就労促進を図るため、教員採用選考試験等における障害者を対象とした特別選考の実施に取り組むとともに、障害者の雇用を通して、学校現場における障害者の職域拡大に努めてほしい。	1件	公立学校等の教員選考試験については、茨城県の管轄となります。
2	行政機関における障害者の雇用の促進を図るため、障害者を対象としたつくば市職員採用選考の実施に取り組むとともに、市職員の障害者に対する理解の促進を図ってください。	1件	つくば市では、毎年度障害者採用を実施しています。また、福祉に関する職員研修を計画的に実施し、市職員の障害者に対する理解の促進を図っています。

○ 各論1 第2章 8-1 就労機会の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>障害者の就労機会向上と収入増加が図られるよう、以下のようなことに取り組んでほしいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用実績のある企業と新たに障害者雇用を進めたい企業との間の情報交換会や交流会</li> <li>・ 就労系障害福祉サービス事業所に対する助言指導や就労コンサルタントの派遣</li> <li>・ 障害者雇用アドバイザーによる企業の求人開拓や雇用に関する支援制度の情報提供</li> <li>・ 福祉事業所への受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の運営支援、ICT等を活用したマッチング強化</li> </ul>	1件	<p>つくば市では、平成30年度よりハローワーク等の就労支援機関と連携して、市内の就労系の障害福祉サービス事業所と障害者雇用を検討している企業等を対象とした障害者雇用マッチングサポート面談会を実施しています。この面談会では、障害者雇用に関する国や県の動向のほか参加者が所属している機関における障害者雇用に関する取組や課題の共有及び情報交換等を行うことで、障害者雇用や障害者就労に関する知見を深め、それらが促進されることを目的としています。</p> <p>今後もハローワーク等の就労支援機関と連携しながら、様々なニーズに即した内容で面談会を開催するなど、障害者雇用及び障害者就労の促進に向けて取り組んでいく予定です。</p>
2	<p>一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う「就労定着支援」が適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保してほしい。</p>	1件	<p>つくば市内では、3か所の事業所が就労定着支援のサービスを提供しています。必要なサービスが提供されるよう、相談支援事業所等を通じて情報提供していきます。</p>
3	<p>就労支援に関しては富士市はユニバーサル就労支援センターがあり全国でも注目されているのでぜひつくば市でも取り組んでほしい。</p>	1件	<p>当市で就労支援を進めていくにあたり、重要な考え方かつ好事例として参考とさせていただきます。</p>

4	高齢者、障害者の就労支援が欲しい。また、未経験者や新人でも従事できる簡単な作業については、高齢者・障害者に積極的に回してほしい。	1件	就労を希望される方には、就業・生活支援センターの活用や、就労移行支援のサービス利用を紹介しています。また、高齢でも就労意欲のある障害者が利用できる就労支援に、就労継続支援B型というサービスがあり、市内でも利用の実績があります。
---	--	----	---

○ 各論1 第2章 8-2 就労の場の確保 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「129 福祉施設等の物品販売の充実」について、「福祉の店の出店」についても明記してはいかがでしょうか。	1件	庁舎内に福祉施設の物品等を販売する店舗の設置を予定しています。御意見いただいたとおり追記します。
2	優先調達の制度を活用し、障害者の就労機会を拡大してほしい。	2件	御意見いただいたとおり、今後も物品及び役務の調達を推進し、障害者の就労機会の拡大に努めます。

○ 各論1 第2章 基本目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	文化庁の助成金などを取ってこれるところなどはうまく活用してほしい。そういう助成金活用の案内などの相談も欲しい。	1件	他自治体の事例を参考にしつつ、利用できる制度を活用しながら各施策に取り組んでいきます。

○ 各論1 第2章 9-1 社会活動への参加と交流の促進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	パラスポーツ指導員など、障害者スポーツを支える関係者を計画的に養成するとともにスキルアップを図ってほしい。	1件	つくば市では障害者が身近な場所で日常的にスポーツを楽しむため、地域に根差したスポーツ推進委員が障害者のスポーツをサポートする仕組の構築を目指し、体験会や研修会を行っています。障害者のスポーツを支える人材の育成は非常に重要と考えていますので、継続して事業を進めていきます。

2	障害者スポーツにも e スポーツの導入ができないか。	1件	第2次つくば市スポーツ推進計画(案)では、移動の軽減、孤立化の防止、リハビリテーションなどの観点から e スポーツの活用に期待を寄せています。 大学等でも研究段階であるため、今後は関係機関と連携しながら、障害者スポーツとしての活用を検討していきます。
3	「つくばマラソン」の車イスバージョンのような大会がつくばで開催されたら、社会的効果の波及は大きいと思います。	1件	御意見として承ります。

○ 各論1 第2章 9-2 生涯学習の推進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「136 障害者の生涯学習関連事業」にある、障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座の実施について、地域交流センターの事業として行うことは可能でしょうか。	1件	地域交流センターは「地域における市民の交流及び生涯学習に関する活動の支援」を目的に設置されており、地域交流センター講座は、生涯学習の支援の一環として、施設の自主事業として実施しています。 施設の設置目的が異なるため、障害者に特化した講座の実施を、施設自体の事業目的に追加する予定はありませんが、「高齢者や障害者等を含め、誰でも参加しやすい講座」の実施を目指していきます。 なお、障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座を、地域交流センターを利用して実施することは可能です。 御意見として承ります。

○ 各論2 第2章 第1節 1 介護給付 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>(9) 施設入所支援の計画値について、国の基本指針に沿って設定していると記載されておりますが、過年度の推移をみるに現状とはかけ離れていると思います。入所施設であっても、通常の人と同様な暮らしの場の保障を求めることも、必要なのではないのでしょうか。</p> <p>また、地域移行を進めるうえで、車イスの利用者や重度の行動障害・知的障害を抱えている方の居住の場を確保することが重要になると思いますが、そのような人たちが入居できるグループホーム(共同生活援助)はあるのでしょうか。</p>	2件	<p>基本指針は、市町村が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針のため、指針に基づいた計画値としています。併せて、一部の施設では、施設入所支援から共同生活援助への移行を進めています。そのような重度の障害者に対応できる共同生活援助等の住居の増加も見込み、計画値として設定しました。</p> <p>重度の障害者に対応した共同生活援助については、今後も既存の事業所や新規開設予定の事業所に働きかけを続けていきます。</p>

○ 各論2 第2章 第2節 1 障害児通所支援 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>児童通所支援事業所に聴覚障害児がいる場合、周囲との意思疎通に大きな困難が伴うにも拘わらず放置されている例が散見する。聴覚障害児が在籍する放課後等デイサービスに支援員を配置し、聴覚障害児と周囲の意思疎通を支援することが望まれる。</p>	1件	<p>聴覚障害児が放課後等デイサービスを利用する場合、適切な支援が受けられる施設が利用できるよう、相談支援の利用を促すなどして情報提供等を行っていきます。</p>

2	ST、OT、PT など、学校の支援級では受けられない支援を受けられる放課後等デイサービス事業所が増えると助かります。	1件	つくば市では「障害児通所支援ガイドブック」を作成し、各事業所の専門職員の配置などを公開することで、利用者が要望に合わせた事業所が選択できるように情報提供を行っています。 また、多様な事業所の開設に向け、茨城県への指定申請の事前協議等を行っています。
---	--	----	---

○ 各論2 第2章 第3節 1 必須事業 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「(1) 理解促進研修・啓発事業(年間)」について、当項目の事業が一つしかないため、例えば、つくば市福祉団体等連絡協議会で実施している、障害当事者を中心とした学習会などを、「理解促進研修・啓発事業」の一環として位置づけてはいかがでしょうか。	1件	項目の事業はほかにもありますが、主なものを記載しているものと御理解ください。 なお、つくば市福祉団体等連絡協議会が行う活動は、(2)の「自発的活動支援事業」として補助金交付での支援を行っています。
2	「おひさまサンサン生き生きまつり」は、障害児を持つ親の会が中心になっており、障害者当事者団体の参加が少ない傾向があります。障害者当事者団体も参加しやすいような「おひさまサンサン生き生きまつり」運営体制への改善を図っていただきたいです。	1件	当該事業の実行委員会に御協力いただいている「つくば市福祉団体等連絡協議会」には障害者当事者団体も加盟していることから、障害者当事者団体の御意見も踏まえた広い意見をお聞きし、多くの方の意見が反映される事業運営となるよう進めていきます。
3	「(2) 自発的活動支援事業(年間)」について、「前計画の実績」で「つくば市では、市内2団体に対して自発的に行う各種活動を支援するために補助金を交付しています」とし、「今後	1件	いただいた御意見のとおり、本文を修正いたしました。

	の見込み」で「引き続き支援を行っていきます」とありますが、これだと今後も2団体のみへの支援ととれるので、「今後も自発的に活動を行う団体に支援を行っていきます」などとしてはいかがでしょうか。		
4	「(3) 相談支援事業」について、NPO 法人つくば市聾者協会が、介護保険を利用する高齢聾者・高齢聴覚障害者の障害福祉の継続サービス利用支援をはかることができるようなシステムを用意してほしい。	1件	貴法人が定められた要件を満たし、特定相談支援事業所としてつくば市から指定を受けていただくことで、障害福祉サービスを利用するために必要な「サービス等利用計画」の作成が可能となります。
5	「(6) 意思疎通支援事業」に遠隔手話サービスについて明記し、「聴覚障害者等が来庁した際の意味疎通支援をおこなう。併せて、遠隔手話サービスを通じて、日常の健康で文化的な生活の営みのための意思疎通支援をおこなう。」と書き換えていただきたい。	1件	御意見いただいた「遠隔手話サービス」については、障害者計画の項目「基本目標5 地域生活の充実 5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化」に追記します。
6	イベントや会議など、公的な場での手話通訳サービスの提供を検討してほしいです。	1件	市が行うイベントや会議など、公的な場での手話通訳については、事業を担当する各部署に提供方法等を周知していきます。
7	「(8) 手話奉仕員養成研修事業」について、手話奉仕員の具体的な利活用方法を検討するとともに、適宜手話奉仕員に対する研修を実施するよう計らっていただきたいです。	1件	市またはボランティアセンター等を通じて手話奉仕員登録者に御案内することで、手話奉仕員が活躍することのできる機会の創出に努めていきます。 手話奉仕員の研修については、茨城県聴覚障害者協会によるスキルアップ研修等が開催されていることから、市ではその情報提供を行っています。

○ 各論2 第3章 目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	長期入院精神障害者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障害者とピアサポーターや地域の障害福祉サービス事業者等との交流の機会を確保してほしい。	1件	病院でのケア会議等に市の職員や障害福祉サービス事業者等も参加し、退院後に必要となるサービスが提供される体制を整えています。
2	三重県の計画には、障害保健福祉圏域ごとの連携があります。つくば市でも、隣接市町村との広域連携を強化すべきでしょう。	1件	茨城県でも障害福祉圏域を設定しており、つくば市、常総市、つくばみらい市でつくば障害福祉圏を構成しています。連携が必要なケースに関しては、連携を強化して対応していきます。

○ 各論2 第3章 目標3 地域生活支援の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	地域生活支援拠点等をつくば市でも整備すべきです。	1件	令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置、運用状況の検証及び検討を行う場の開催等を通し、拠点等の機能強化を図っていきます。

○ 各論2 第3章 目標4 福祉施設から一般就労への移行等 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	就労 A 型、B 型の平均工賃推移 1 時間当たり、月額もつくば市でも調査して資料に載せるべきです。	1件	御指摘の内容については、茨城県が調査を行い公表しています。茨城県のホームページに掲載されているため、そちらを御参照ください。また、つくば市で作成している「就労系事業所ガイドブック」にも直近の工賃について掲載があります。



○ 各論2 第3章 目標5 障害児支援の提供体制の整備等 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	就業前の子供の発達支援相談など、船橋市は先端事例も多く障害者支援が進んでいるので、つくば市もぜひ参考にしてください。	1件	発達に心配のあるお子さんや保護者の発達相談については、障害福祉課の心理職等が中心となり、対応していますが、今後開設予定の児童発達支援センターでは、船橋市こども発達相談センターで実施しているような複数の専門職がお子さんや保護者のニーズに合った相談を進めていくような体制を検討しています。今後も先進事例を参考にしながら相談体制を検討していきます。

○ その他意見について

No.	意見概要	意見数	市の考え方(仮)
1	身体障害者相談員に対する報酬金を大幅に増額し、身体障害者相談員が市内の障害者の掘り起こしおよび行政との接続をはかることができるように計らっていただきたいです。	1件	他市町村での身体障害者相談員の活動内容等を研究し、本市での活躍の在り方を検討します。
2	「高齢聾者・高齢聴覚障害者のみを対象とするミニデイサービスの定期的開催」のための場を確保ないし紹介していただきたいです。	1件	担当課で会場の確保はできないため、各自で施設予約システムから予約していただくこととなります。
3	農林水産業分野における障害者就労の全国的な定着と発展に向け、農福連携全国都道府県ネットワークを活用し、新たな制度の創設や予算の確保に向けた国への提言等に取り組んでほしい。	1件	農福連携については、都道府県が主体となり、関係各所と連携をとって進めています。 また、市内の就労支援事業所が取り組んでいる事業についてガイドブックに掲載し、農業への従事を考えている障害者の方が農作業に取り組んでいる事業所につながるよう努めていきます。

4	障害者の就職支援、小中高、大学、専門学校など学習支援、資格修得などに向けた取り組みも必要でそのあたりも明記すべきである。	1件	学習支援や就職支援については、主に 66 頁から 70 頁に記載しております。支援員・相談員等と連携し、必要な支援や情報を提供できるよう努めていきます。
5	希望する人が、障害者福祉について学び、実践的なスキルを身につけることができる機会を提供してほしい。	1件	つくば市社会福祉協議会では、福祉活動やボランティア活動のきっかけづくりとして、若者に限らず概ね 10 名以上の人が集まる場所からの御依頼で、様々な「福祉体験教室」を開催しております。「福祉体験・ボランティア活動メニューリスト」を作成し、より多くの人に知っていただけるよう努めています。
6	災害の時、情報を集めていると共感疲労などを起こしたり、無力感、不安などが、精神に障害があるとよりストレスがかかってしまったりするため、このようなときのメンタルサポートもお願いしたいです。	2件	メンタルヘルスケアを必要とするニーズが確認された際は、必要に応じて適切な事業所やサービス等の情報提供等を行う等の適切な支援方法を検討します。
7	障害者の自己表現と自立を促進するため、スタートアップ支援をしてほしい。	1件	市ではこれに限らず、様々な御相談に応じた御案内等ができるように、担当部局及び県の支援機関等で実施している事業等の情報提供を行うなどして個々のニーズを考慮した対応に努めていきます。 御相談に応じる中で、障害者個々のニーズに合うよう、起業に関する情報提供や自己表現・自立を促進する生活の形を提案していきます。
8	介護食やアレルギー対応食、減塩など制限食、またはバリアフリー、障害者カフェや障害者の農業などを障害者の雇用促進、ユニバーサルツーリズムと障害	1件	地域活性化・障害者が活躍する場の拡大を同時に図るための取組として、参考とさせていただきます。

	者とフードツーリズムおよび地域活性化(まちおこし)を組み合わせた取り組みを行ってほしい。		
9	<p>精神障害だけが他の障害、疾病などと違い凶悪事件が起きたときに(容疑者)には精神疾患があり、警察署が刑事責任能力についても調べる。</p> <p>など書かれる。そしてネットではひどい内容のコメントが起きてくる。</p> <p>精神疾患の犯罪率、重大犯罪率のデータなどからしたらいわれもないひどく差別的なことである。</p> <p>長期間の強制入院や東京滝沢病院のような死亡退院や強制的な長期間の拘束、非人道的な扱い、また弁護士、政治家、市役所職員などを外部との連絡などの権利を伝えず外部からの隔離などが長くある。</p> <p>選挙の時も票田になると思われないからか他の障害者よりもただでさえ政策でも後回しにされる。</p>	1件	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進等が盛り込まれ、令和6年度より施行となります。</p> <p>同法改正後の動向を注視しながら、様々な御相談をいただいた際には内容に応じて適切な対応ができるよう努めていきます。</p>
10	<p>言葉や設備面のバリアフリー化は、障害者、外国人、荷物の多い観光客など共通の課題であるため、以下のようなことを共通の問題として予算をかけて取り組むべきではないか。</p> <p>・市内の観光施設、宿泊施設等に</p>	1件	<p>市内の観光施設や宿泊施設等、民間事業者向けに、障害者への合理的配慮について周知していきます。また、一定規模以下の事業者向けに、スロープ等の購入やコミュニケーションボードの作成補助、バリアフリー改修工事費補助を行う取組をしています。</p>

<p>対する、手話通訳等に係る情報の提供や障害者への対応に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害があっても観光を楽しむ環境づくり</li> <li>・ 観光施設等のバリアフリーおよび外国語対応調査とアドバイスを実施するとともに、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定施設数を増加させることを目的とした研修会の実施</li> </ul>	<p>歩行訓練や生活訓練、コミュニケーション技術指導、支援者の育成等については、中途失明者向けに茨城県立視覚障害者福祉センターで「中途失明者緊急生活支援事業」を実施しているため、希望される方に紹介しています。</p> <p>「観光施設における心のバリアフリー認定制度」については、今後先進地域の事例等を参考に、調査研究していきます。</p>
---	--

■ 修正の内容

○ 目次 について

修正前	修正後
<p>(目次 各論2 第3章 目標1) (103頁) (概要版17頁 目標1) 施設入所者への地域生活への移行</p>	<p>(目次 各論2 第3章 目標1) (103頁) (概要版17頁 目標1) 施設入所者の地域生活への移行</p>

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 総論 第1章 第1節 計画策定の背景と趣旨 について

修正前	修正後
<p>(1頁 2・3行目) (概要版1頁 2・3行目) ～を策定し、<u>障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを理解・尊重し、ともに手を取り支え合って暮らすことができる社会を～</u></p>	<p>(1頁 2・3行目) (概要版1頁 2・3行目) ～を策定し、<u>障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会を～</u></p>

○ 総論 第1章 第5節 計画の策定体制 について

修正前	修正後
<p>(4頁 ■ つくば市障害者計画策定懇談会)</p>	<p>(4頁 ■ つくば市障害者計画策定懇談会)</p>

障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、 <u>地域住民、保健、医療又は福祉の関係者</u> 及び学識経験者により構成された会議体です。	障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、 <u>障害当事者を含む地域住民、福祉関係者</u> 及び学識経験者により構成された会議体です。
---	---

○ 総論 第2章 第3節 1 特別支援学級・特別支援学校等の児童生徒数 について

修正前	修正後
(10頁 4行目) (概要版4頁 4行目) つくば特別支援学校の児童生徒数は、～	(10頁 4行目) (概要版4頁 4行目) 特別支援学校については、 <u>居住地により、進学先が主に3校に分かれています。</u> つくば特別支援学校の児童生徒数は、～

※パブリックコメントによるものではありませんが、令和6年(2024年)1月31日に実施した、令和5年度第3回つくば市障害者計画策定懇談会でいただいた意見をもとに修正いたしました。

○ 各論1 第1章 第1節 基本目標 について

修正前	修正後
(45頁 基本目標1) (概要版11頁 基本目標1) 障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、互いを尊重し、 <u>ともに支え合いながら、いきいきと安心してともに暮らすまちづくりを推進します。</u>	(45頁 基本目標1) (概要版11頁 基本目標1) 障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、互いを尊重し、 <u>支え合いながら、いきいきと安心してともに暮らすまちづくりを推進します。</u>
(45頁 基本目標7) (概要版11頁 基本目標7) ～障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を <u>支えます。</u>	(45頁 基本目標7) (概要版11頁 基本目標7) ～障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を <u>支援していきます。</u>

○ 各論1 第2章 5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化 について

修正前	修正後
(61頁 87 コミュニケーション支援サービスの充実) 聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思	(61頁 87 コミュニケーション支援サービスの充実) <u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニ</u>

<p>疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。</p>	<p><u>ケーション施策推進法を踏まえた条例を制定し、情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進します。</u>聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、<u>庁舎配置の手話通訳者による遠隔手話サービス、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。</u></p>
---	--

○ 各論1 第2章 8-2 就労の場の確保 について

修正前	修正後
<p>(70 頁 129 福祉施設等の物品販売の充実) 障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベント<u>にて</u>各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実に努めます。</p>	<p>(70 頁 129 福祉施設等の物品販売の充実) 障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベント<u>のほか、庁舎内店舗での販売など、</u>各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実に努めます。</p>

○ 各論2 第2章 第3節 1 必須事業 について

修正前	修正後
<p>(90 頁 (2) 自発的活動支援事業 (年間) 今後の見込み) <u>引き続き</u>支援を行っていきます。</p>	<p>(90 頁 (2) 自発的活動支援事業 (年間) 今後の見込み) <u>今後も自発的に活動を行う団体に</u>支援を行っていきます。</p>